

仲裁及び和解あっせん手数料細則運用基準

○仲裁及び和解あっせん手数料細則運用基準

(制定 平成3年10月1日)

改正 平成8年9月26日

平成10年2月26日

平成12年6月9日

平成14年3月12日

改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正

改正 平成20年2月26日

仲裁及び和解あっせん手数料細則に基づき紛争の価額を算定するときは、その具体的運用にあたり、次のような諸点を考慮するものとする。

1 紛争の価額の具体的算定方法

(1) 金銭請求事件の場合

a 原則の場合

ア 給付請求—仲裁判断書又は和解契約書のなかで、一方当事者から他方当事者へ支払われることとする。

イ 確認請求—確認金額とする。

b 分割払いの場合、継続的な給付の場合

— 割賦金の額、分割払いの期間の長短により30パーセントの範囲内で減額する。

c 賃料の増減額請求の場合

— 増減額の3年分の額。

(2) 非金銭的請求事件の場合

a 所有権の存否又は帰属が争点となる場合

— 目的物の時価とする。

b 占有権、地上権、永小作権、賃借権の存否又は帰属が争点となる場合

— 目的物の時価とする。ただし、占有権・地役権の場合は3分の1、地上権・永小作権・賃借権の場合は2分の1までそれぞれ減額することができる。

c 目的物が土地・建物の場合、その時価を固定資産税等評価額とすることができる。

(3) 遺産分割事件の場合

分割の対象となる遺産全部の時価相当額をもって経済的利益の額とする。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その部分の時価相当額の3分の1の額を経済的利益の額とする。

(4) 算定不能の場合

1件の事件中に経済的利益の額が算定可能な部分と不可能な部分とがある場合には、各々の部分について、経済的利益の額を算定し、その多い方の金額をもって事件全体の価額とする。

2 事件の個数と手数料の関係

(1) 同一の事実関係に起因する1個の社会的紛争ごとに手数料の単位を捉える(訴訟物を基準としない)。

例・土地の明渡請求と未払賃料の請求は1個の紛争

・所有権確認と貸金請求は2個の紛争

(2) 1個の紛争とみられるものの中では、主位的なもの副位的なもの(例えば土地の明渡請求と未払賃料の請求)に分けられる場合には主位的のもののみ捉えて「紛争の価額」とする。

(3) 当事者が異なれば、社会的紛争もその数だけあるものと解されるので(例えばAとBに対する貸金請求)、手数料も2個の紛争として捉えるのを原則とする。

しかし、当事者が多数存在することが必要である場合(厳密な意味で必要的共同訴訟に当たる場合に限るまでの必要はないものと考えられる)には全体を1件として「紛争の価額」を考える。又、1棟の棟割長屋の賃借人に対する建物朽廃による明渡請求のように多数当事者の紛争に関連性が見られる紛争の場合には減額措置を講ずるなどの工夫を行う。

3 一般的減額理由の例示

- (1) 当事者が貧困であること。
- (2) 特別の事情のある場合
 - a 金銭支払請求事件で、仲裁申立以前に被請求者において、その一部の支払義務を認めている場合で、その支払義務の認容が確定的である場合(任意保険会社関与の交通事故で過失相殺が争点であるなどの場合)。
 - b 経済的利益が名目額で、現実には回収困難な事情が認められる場合(資力が十分でないものの分割払い)。
 - c 極めて簡単な時間と労力によって、和解が成立するなど、単純に経済的利益によって手数料額を算定するのが、合理的でないとする場合。
 - d その他仲裁人が減額を相当と認める事由がある場合。

附 則(改正 平成8年9月26日)

附 則(平成10年2月26日)

附 則(平成12年6月9日)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成12年6月26日 公示)

附 則(平成14年3月12日)

第1項第2号、同項第3号及び第2項第3号の改正規定は、公示の日から施行する。

(平成14年3月25日 公示)

附 則(改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日 公示)

附 則(改正 平成20年2月26日)

題名及び前文の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成20年3月13日 日本弁護士連合会承認)

(平成20年3月26日 公示)